**大阪府立学校結核対策審議会オンライン会議システム運営要項**

(趣旨）

第１条　この要項は、大阪府立学校結核対策審議会規則（以下、「審議会規則」という。）第９条の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）によって行う大阪府立学校結核対策審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第２条　会長が必要と認めるときは、オンライン会議システムを利用して会議を開くことができる。

(会議への出席)

第３条　オンライン会議システムによる出席は、審議会規則第５条の規定による会議の出席とみなす。

２　前項の場合において、映像又は音声が送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。

３　オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は会長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。

　附　則  
この要項は、令和３年３月２３日から実施する。